

別紙

諮問第583号

答 申

1 審査会の結論

被措置児童等虐待通告・届出受理票兼通知書ほか7件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が子の法定代理人として行った「請求人本人は、措置により平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の間、〇〇一時保護所に入所。その間、職員から『張り倒された』旨を家庭復帰後の平成〇年〇月に通告した。そして東京都は調査を行った。その調査（通告・調査・報告）に係る全ての記録。」の開示請求に対し、東京都知事が平成28年12月2日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 趣旨

原処分を取り消し、非開示部分の開示を求める。ただし、以下に掲げる文書及び内容については、本件審査請求の対象外とする。

(ア) 「第〇回(今期第〇回)東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会議事録」の全部

(イ) 「被措置児童等虐待の状況報告」の「4 東京都が行った対応・今後の方針等」欄

(ウ) 「被措置児童等虐待の状況報告」の「5 施設等が行った対応・今後の方針

等」欄

(エ) 「被措置児童等虐待の状況報告」の「6 児童福祉審議会への意見聴取内容」欄

(オ) 「平成〇年度 被措置児童等虐待調査記録④」の「調査者」欄

(カ) 「平成〇年度 被措置児童等虐待調査記録④」の「調査場所」欄

(キ) 「平成〇年度 被措置児童等虐待調査記録④」の「対応者」欄

(ク) その他、全文書内において条例16条2号が適用され、かつその部分が実際に第三者（公務員を除く）が識別されるおそれとなる記述部分

## イ 理由

(ア) 原処分により交付された文書は、一時保護所に入所していた審査請求人の子が帰宅後に「張り倒された」と語ったことについて、審査請求人が行った通告に対し、東京都が行った調査記録等である。

調査結果は「虐待非該当」となったものであり、そのことから子の話が事実と認められず、職員等からの聴取内容が事実とされたといえるが、その事実とされた状況を公表してくれなければ審査請求人は納得できないし、条例に基づく正当性も見当たらない。

黒塗り部分には、子の行動や当時の状況が記されているはずであり、子本人の個人情報であり、子や法定代理人に知る権利がある。

(イ) 非開示理由「今後の調査への協力が得られなくなるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ」とあるが、次のとおり正当性を欠くものであり、条例の非開示情報に値するものではない。

a 本件事件調査は終了していること、第三者を特定し得る内容を伏せる規定もあることから、理由にならない。

b 他の「虐待該当」とされた事例では、どのような経緯で調査したか、聴取内容、事実詳細等、第三者でも閲覧できる形で公開されており、調査方法やその過程等もガイドライン等で明らかにされているが、虐待該当は公開し、非該当は公開しないという根拠が不明であり、将来の同事例を見越しての秘匿性は説明できない。

- c 「正確な事実の把握」については、非公開にすることにより、職員等の被疑者側の作り話や虚偽陳述がなされやすくなり、逆に作用する。

(ウ) 非開示理由「調査の過程又は基準が明らかとなり当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とあるが、抽象的理由では不十分であり、可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が認められなければならない。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### (1) 「被措置児童等虐待通告・届出受理票兼通知書」中「施設等電話番号」欄

当該文書は、厚生労働省の被措置児童等虐待ガイドラインに基づき作成し、通告・届出の受理及び通知の内容について記録している公文書である。

非開示部分には、被措置児童等が一時保護等されていた施設等の電話番号を記入している。児童相談所一時保護所の直通電話番号は原則非公開としているため、開示することにより、児童相談所一時保護業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

#### (2) 「被措置児童等虐待通告緊急受理会議録（平成〇年〇月〇日）」中「会議内容」欄の一部

当該文書は、被措置児童等虐待通告を受け付けた際に行われる緊急受理会議の会議録であり、非開示部分には、当該会議において話し合われた内容が記載されている。緊急受理会議では、通告の内容を受けて、今後どのような方針により調査を行っていくことが適当かを判断する上で必要な内容を協議している。当該情報を開示することにより、調査の過程又は基準が明らかとなり、被措置児童等の権利擁護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

#### (3) 「平成〇年度 被措置児童等虐待調査記録①」の2ページ下部及び3ページ上部

当該文書は、当事者である児童に対して行った聴取記録である。

非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

また、非開示部分には、児童に対する調査において聴取した内容を踏まえた実施機関の評価に関する内容が記載されている。当該情報を開示することにより、調査の過程又は基準が明らかとなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

(4) 「平成○年度 被措置児童等虐待調査記録②」の調査内容

当該文書は、一時保護所の職員に対する調査記録である。

ア 調査内容のうち1及び9の部分

非開示部分には、被措置児童を一時保護していた一時保護所を現地確認した際の実施機関の評価に関する内容が記載されている。当該情報を開示することにより、調査の過程又は基準が明らかとなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

イ 調査内容のうち2から8までの部分

非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

また、非開示部分には、被措置児童を一時保護していた一時保護所の職員に対する調査において確認した内容が記載されている。当該情報を開示することにより、今後関係機関や関係者への調査を行うに当たり、調査への協力が得られなくなるなど正確な事実の把握を困難にし、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

(5) 「平成○年度 被措置児童等虐待調査記録③」の調査内容

当該文書は、一時保護所の職員に対する調査記録である。

非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

また、非開示部分には、被措置児童を一時保護していた一時保護所の職員に対する調査において確認した内容が記載されている。当該情報を開示することにより、今後関係機関や関係者への調査を行うに当たり、調査への協力が得られなくなるなど正確な事実の把握を困難にし、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

(6) 「平成〇年度 被措置児童等虐待調査記録④」の調査内容

当該文書は、当事者である児童と共に一時保護されていた児童からの聴取記録である。

非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

また、非開示部分には、被措置児童を一時保護していた際に共に一時保護されていた児童に対する調査において、同席者と共に確認した内容が記載されている。当該情報を開示することにより、今後関係機関や関係者への調査を行うに当たり、調査への協力が得られなくなるなど正確な事実の把握を困難にし、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

(7) 「被措置児童等虐待対応 調査結果報告（平成〇年〇月）②」

当該文書は、事実確認及び調査内容について記録している調査記録であり、東京都児童福祉審議会への報告の際に使用している公文書である。

ア 「加害職・性別、勤続年数」欄

非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

また、非開示部分には、被措置児童虐待（疑い）者の職、性別、及び年齢が記

載されている。当該情報を開示することにより、今後被措置児童虐待（疑い）者への調査を行うに当たり、調査への協力が得られなくなるなど正確な事実の把握を困難にし、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

イ 「調査結果」欄のうち、本児からの聴取以外

非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

また、非開示部分には、被措置児童以外の関係者に対する調査において確認した内容が記載されている。当該情報を開示することにより、今後関係機関や関係者への調査を行うに当たり、調査への協力が得られなくなるなど正確な事実の把握を困難にし、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

ウ 「発生の状況」欄

非開示部分には、被措置児童虐待（疑い）が発生した状況の詳細が記載されている。当該情報を開示することにより、調査の過程又は基準が明らかとなり、被措置児童等の権利擁護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

エ 「調査結果」欄上部

非開示部分には、被措置児童に対する調査において確認した内容のうち、実施機関の評価に関する内容が記載されている。当該情報を開示することにより、調査の過程又は基準が明らかとなり、被措置児童等の権利擁護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

オ 「判断」及び「判断理由」欄

非開示部分には、実施機関が調査を基に児童福祉審議会へ調査結果を報告する上で決定した、被措置児童虐待に該当するか否かの結果及びその判断理由が記載

されている。当該情報を開示することにより、調査の過程又は基準が明らかとなり、被措置児童等の権利擁護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

カ 「指導・助言内容及び対応状況」欄

非開示部分には、実施機関が調査を基に関係機関に対して行った指導・助言内容又は関係機関から聞き取った対応状況が記載されている。当該情報を開示することにより、今後関係機関や関係者への調査を行うに当たり、調査への協力が得られなくなるなど正確な事実の把握を困難にし、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、当該情報を開示することにより、調査の過程又は基準が明らかとなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

キ 「被害児童対応」欄

非開示部分には、被害児童に関する実施機関の評価が記載されている。当該情報を開示することにより、調査の過程又は基準が明らかとなり、被措置児童等の権利擁護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

(8) 「被措置児童等虐待の状況報告 (No. ○○)」

当該文書は、訪問調査等の実施結果を記録している公文書である。

ア 「児福審報告年月日」欄

非開示部分には、児童福祉審議会の開催年月日が記載されているが、当該情報は原則非公開としているため、開示することにより今後の開催日が予測され、児童福祉審議会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

イ 「2 通告内容及び子供の状態」欄 1行目及び24行目

非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例16条2号に該当する。

また、非開示部分には、実施機関が被措置児童に対して行った聞き取り調査に関する実施機関の評価に関する情報又は実施機関が被措置児童以外の関係者に対して実施した聞き取り調査に関する情報が記載されている。当該情報を開示することにより、調査の過程又は基準が明らかとなり、又は今後関係機関や関係者への調査を行うに当たり、調査への協力が得られなくなるなど正確な事実の把握を困難にし、被措置児童等の権利擁護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

ウ 「2 通告内容及び子供の状態」欄1行目及び24行目以外

非開示部分には、実施機関が被措置児童に対して行った聞き取り調査に関する実施機関の評価に関する情報又は実施機関が被措置児童以外の関係者に対して実施した聞き取り調査に関する情報が記載されている。当該情報を開示することにより、調査の過程又は基準が明らかとなり、又は今後関係機関や関係者への調査を行うに当たり、調査への協力が得られなくなるなど正確な事実の把握を困難にし、被措置児童等の権利擁護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

エ 「3 虐待（疑い）者について」欄

非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、条例16条2号に該当する。

また、非開示部分には、被措置児童虐待（疑い）者の性別及び職種・役職名が記載されている。当該情報を開示することにより、今後被措置児童虐待（疑い）者への調査を行うに当たり、調査への協力が得られなくなるなど正確な事実の把握を困難にし、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。



#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 4月19日	諮問
平成30年 1月29日	新規概要説明（第181回第二部会）
平成30年 2月16日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 2月19日	実施機関から説明聴取（第182回第二部会）
平成30年 4月24日	審議（第183回第二部会）
平成30年 5月28日	審議（第184回第二部会）

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

###### ア 被措置児童等虐待の防止等に係る事務について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）は、第2章第7節に「被措置児童等虐待の防止等」を設け、次のとおり規定している。

法33条の10において、児童養護施設に入所する児童や一時保護が行われた児童等を被措置児童等、一時保護を行う業務等に従事する者を施設職員等とした上で、施設職員等が被措置児童等について行う「被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」等の行為を被措置児童等虐待として同条1号から4号までに掲げ、法33条の11において被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為を禁じている。

被措置児童等虐待を発見した者には、法33条の12第1項において都道府県の行

政機関等への通告が義務付けられているほか、被措置児童等虐待を受けた児童本人も届け出ることができる旨が同条3項に規定されている。

当該通告や届出があった場合について、法33条の14第1項は、都道府県に対して「速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずる」ことを義務付けており、さらに同条2項において、必要に応じ「当該被措置児童等…の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。」としている。

法33条の15第2項は、法33条の14第1項又は2項に規定する措置を講じたときについて、「速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。」と規定し、同条3項は、当該報告を受けた都道府県児童福祉審議会が、これに対して意見を述べることを規定している。

法33条の16は、「都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。」と規定する。

実施機関は、法第2章第7節に定めのあるこれらの業務について、通告の受付や調査等の業務を行い、東京都児童福祉審議会条例（平成12年東京都条例第33号）により設置される東京都児童福祉審議会に対して必要な報告を行っている。

#### イ 一時保護について

法33条1項は、「児童相談所長は、必要があると認めるときは、第26条第1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。」とし、同条2項では、「都道府県知事は、必要があると認めるときは、第27条第1項又は第2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に一時保護を行うことを委託させることができる。」と定めている。

#### ウ 本件非開示情報及び審査会の審議事項

本件審査請求に係る保有個人情報、未成年者である子（以下「本児」という。）に代わって、親である審査請求人が、法定代理人として行った「請求人本人は、措置により平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日の間、〇〇一時保護所に入所。その間、職員から『張り倒された』旨を家庭復帰後の平成〇年〇月に通告した。そして東京都は調査を行った。その調査（通告・調査・報告）に係る全ての記録。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が特定した別表1に掲げる本件対象保有個人情報1から8までである。実施機関は、別表2に掲げる非開示部分がそれぞれ同表の非開示条項に該当するとして一部開示決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において審査請求の対象外とする部分を示していることから、審査会は、別表2に掲げる非開示部分について、審査請求の対象外となる部分が明確である前記2（2）ア（ア）から（キ）までに該当する部分を除いた上で、別表3に掲げるとおり本件非開示情報1から14までに分類し、これらの非開示妥当性について判断する。

#### エ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示すること

により、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には一時保護所の電話番号が記載されている。

実施機関の説明によると、一時保護所の電話番号は業務遂行上の必要性から公開していないとのことであり、本件非開示情報1を開示することにより、関係者等からの一時保護所への干渉を招くなど、一時保護業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報1は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、被措置児童等虐待通告を受けて開催された緊急受理会議における検討内容の詳細が記載されている。

実施機関の説明によると、緊急受理会議では、通告受理後の調査方針を協議しているとのことであり、本件非開示情報2を開示することにより関係者等から干渉を招き被措置児童等虐待に関する調査や評価・判断に影響を及ぼすなど、実施機関の行う被措置児童等の権利擁護に関する業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3、4、9、10及び11について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3及び10には本児に対する調査において聴取した内容を踏まえた実施機関の評価に関する内容が、本件非開示情報4には本児が保護されていた一時保護所（以下「本件一時保護所」という。）を現地確認した際の実施機関の評価に関する内容が、本件非開示情報9には被措置児童等虐待が疑われる事案が発生した状況の詳細が、本件非開示情報11には実施機関が実施した調査を踏まえた判断の案及びその理由が記載され

ている。

実施機関の説明によると、本件非開示情報3、4、9、10及び11は、被措置児童等虐待に該当するか否かを判断する上での重要な評価点であるとのことであり、これらの情報を開示することにより、関係者等からの干渉を招き被措置児童等虐待に関する調査や評価・判断に影響を及ぼすなど、実施機関の行う被措置児童等の権利擁護に関する業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報3、4、9、10及び11は、条例16条6号に該当し、本件非開示情報3及び4についての同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報5、6、7、8、12及び14について

審査会が見分したところ、本件非開示情報5には本件一時保護所の職員に対して実施した聞き取り調査において確認した内容が、本件非開示情報6には本件一時保護所に本児と同時期に一時保護されていた児童に対して実施した聞き取り調査において確認した内容が、本件非開示情報7には被措置児童等虐待が疑われる事案に関わった本件一時保護所職員の氏名、年齢、性別等に関する情報が、本件非開示情報8及び14には本児以外の関係者に対して実施した調査において確認した内容が、本件非開示情報12には関係機関から聞き取った対応状況が記載されている。

被措置児童等虐待が疑われる事案に係る通告等があった場合、東京都は法33条の14第1項に基づき、速やかに当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講じることが義務付けられているが、このことを踏まえると、これらの情報を開示することにより、関係者が被措置児童等からの反応を懸念するあまり、実施機関が実施する必要な調査に関する協力が得られなくなるなど正確な事実の把握を困難にし、被措置児童等の権利擁護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める実施機関の説明には相当の合理性が認められる。

よって、本件非開示情報5、6、7、8、12及び14は、条例16条6号に該当し、本件非開示情報5から8までについての同条2号該当性を判断するまでも

なく、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報13について

審査会が見分したところ、本件非開示情報13には東京都児童福祉審議会の開催年月日が記載されている。

実施機関の説明によると、法33条の15第2項に基づく報告は、東京都児童福祉審議会子供権利擁護部会に対して行われているものであるが、同部会の開催日は公表していないとのことである。

この情報を開示することにより今後の同部会の開催日が予測できるものとなると、関係者からの干渉を招くなど、同部会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報13は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二

別表1 本件対象保有個人情報

1	被措置児童等虐待通告・届出受理票兼通知書
2	被措置児童等虐待通告緊急受理会議録（平成〇年〇月〇日）
3	平成〇年度 被措置児童等虐待調査記録①
4	平成〇年度 被措置児童等虐待調査記録②
5	平成〇年度 被措置児童等虐待調査記録③
6	平成〇年度 被措置児童等虐待調査記録④
7	被措置児童等虐待対応 調査結果報告（平成〇年〇月）②
8	被措置児童等虐待の状況報告（No. 〇〇）

別表2 本件開示請求に対する非開示部分及び非開示条項

本件対象 保有個人 情報	非開示部分	非開示条項
1	「施設等電話番号」欄	条例16条6号
2	「会議内容」欄の一部	条例16条6号
3	2ページ下部及び3ページ上部	条例16条2号 及び6号
4	調査内容	条例16条2号 及び6号
5	調査内容	条例16条2号 及び6号
6	「調査者」欄	条例16条6号
	「調査場所」欄	条例16条6号
	「対応者」欄、調査内容	条例16条2号 及び6号
7	「加害職・性別、勤続年数」欄、「調査結果」欄のうち、本児からの聴取以外	条例16条2号 及び6号
	「発生の状況」欄、「調査結果」欄上部、「判断」欄、「判断理由」欄	条例16条6号
	「指導・助言内容及び対応状況」欄	条例16条6号
	「被害児童対応」欄	条例16条6号



本件対象 保有個人 情報	非開示部分	非開示条項
8	「児福審報告年月日」欄	条例16条6号
	「2 通告内容及び子供の状態」欄 1行目及び24行目	条例16条2号 及び6号
	「2 通告内容及び子供の状態」欄（1行目及び24行目は除く。）	条例16条6号
	「3 虐待（疑い）者について」欄	条例16条2号 及び6号
	「4 <u>東京都が行った対応・今後の方針等</u> 」欄	<u>条例16条6号</u>
	「5 <u>施設等が行った対応・今後の方針等</u> 」欄	<u>条例16条6号</u>
	「6 <u>児童福祉審議会への意見聴取内容</u> 」欄	<u>条例16条6号</u>

※ 下線部分は、審査請求の対象外であることから、審議の対象としていない。

別表3 本件非開示情報

本件 非開示 情報	本件対象 保有個人 情報	非開示部分	非開示条項
1	1	「施設等電話番号」欄	条例16条6号
2	2	「会議内容」欄の一部	
3	3	2ページ下部及び3ページ上部	条例16条2号 及び6号
4	4	調査内容のうち1及び9の部分	
5		調査内容のうち2から8までの部分	
	5	調査内容	
6	6	調査内容	
7	7	「加害職・性別、勤続年数」欄	
	8	「3 虐待（疑い）者について」欄	
8	7	「調査結果」欄のうち、本児からの聴取以外	
	8	「2 通告内容及び子供の状態」欄1行目及び24行目	
9	7	「発生の状況」欄	条例16条6号
10		「調査結果」欄上部及び「被害児童対応」欄	
11		「判断」欄及び「判断理由」欄	
12		「指導・助言内容及び対応状況」欄	
13	8	「児福審報告年月日」欄	
14		「2 通告内容及び子供の状態」欄（1行目及び24行目は除く。）	